

2. 尚絅大学文化言語学部履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学学則（以下「学則」という。）第12条第6項の規定に基づき、尚絅大学文化言語学部（以下「本学部」という。）学生の履修に関し必要な事項を定める。

(学科及びコース)

第2条 本学部の学科に次のコースを置く。

文化言語学科 日本語日本文学コース

現代コミュニケーションコース

(所属コース)

第3条 本学部の学生（以下「学生」という。）は、前条のいずれかのコースに所属するものとする。

2 転コースを志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学部長は、転コースを許可することがある。

3 転コースに関する必要な事項は、別に定める。

第2章 授業科目の履修及び卒業研究

(授業科目の履修)

第4条 学生は、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

(授業科目及び履修方法)

第5条 授業科目及び履修方法は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(卒業要件単位)

第6条 卒業に必要な最低修得単位数は、次のとおりとする。

コース	教養教育科目				専門教育科目						合計	
	必修科Ⅱ	選択必修科目	選択科Ⅱ	計	必修科目	計	領域	選択必修科目	計	選択科目		
日本語 日本文学	14 科目 21 単位	外國 言語 2科 目2 単位 以上	教養 教育科 目1 の最 低修 得单 位数 ある 34 单位 から、 必修 及び 選択 必修 で修 得し た單 位を 減じ た單 位以 上	34單 位以 上	• 23科目46単位 • 卒業研究6単位	52單 位	日本文学	3科目 6 単位以上	6科目 12単位 以上	専門教育科 目の最 低修 得单 位数 ある90 单位 から、必修 及び選択必 修で修得 した単位 を減じた 単位以 上	90單 位以 上	124 単位 以上
							日本語学・日本語教育	3科 6 単位以上				
現代コ ミュニ ケー ション	16 科目 23 単位	外國 言語 2科 目2 単位 以上	社会理解 サービスラーニング 情報・ビジネス 日本文学及び日本 語学・日本語教育	34單 位	• 15科目28単位 • 卒業研究6単位	34單 位	社会理解	7科 14 单位以上	17科目 34単位 以上	専門教育科 目の最 低修 得单 位数 ある90 单位 から、必修 及び選択必 修で修得 した単位 を減じた 単位以 上	90單 位以 上	124 単位 以上
							サービスラーニング	3科 6 单位以上				
							情報・ビジネス	2科目 4 单位以上				
							日本文学及び日本 語学・日本語教育	5科目 10 单位以上				

2 前項の規定にかかわらず、他の学部の授業科目の履修により修得した単位は、自由科目とし、10単位を超えない範囲で、卒業に必要な教養教育科目的単位とすることができる。

(履修科目的登録の上限)

第7条 1学年に履修科目として登録できる単位数は49単位を超えることができない。

2 前項の49単位については、次に掲げる授業科目を除くものとする。

(1) 学則別表第5 文化言語学部文化言語学科 教職に関する科目

(2) 学則別表第6 司書に関する科目

(3) 学則別表第7 司書教諭に関する科目

3 第1項の規定にかかわらず、1年次の学生及び編入学並びに転学部の初年次の学生のうち教育職員免許状の取得を希望する者については、次に掲げる授業科目を除くものとする。

(1) 文化言語学部における教職課程に関する規程（以下「教職課程規程」という。）第3条第2項に規定する科目

(2) 教職課程規程第4条に規定する教科に関する科目

(3) 教職課程規程第6条に規定する教科又は教職に関する科目のうち教科に係る科目

4 別に定める基準により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは、教授会の議を経て、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

5 前3項の場合、1学年に履修科目として登録できる単位数は60単位を超えることができない。

(履修状況)

第8条 授業科目の履修状況が、次の各号のいずれかに該当するときは、その授業科目の履修を放棄したものとみななし、教授会の議を経て、進級を認めないことがある。

(1) 正当な理由がなく、授業の出席状況が著しく不良であったとき。

(2) 正当な理由がなく、単年次の履修単位数が30単位未満であるとき。

(卒業研究)

第9条 卒業研究は、あらかじめ届け出た題目について作成し、卒業年次の後期に提出しなければならない。

2 卒業研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教職課程)

第10条 教育職員免許状を取得するための授業科目の履修方法は、別に定める。

(司書及び司書教諭課程)

第11条 司書及び司書教諭資格を取得するための授業科目の履修方法は、別に定める。

(卒業要件外の単位)

第12条 学則第12条第3項から第5項に規定する教職に関する科目、司書に関する科目及び司書教諭に関する科目的単位数は、卒業に必要な単位数には算入しない。

第3章 講義

(講義)

第13条 講義は、次の3種類とする。

(1) 通常講義

(2) 集中講義

(3) 臨時講義

(開講年次の履修)

第14条 授業科目の履修は、当該学生の年次又は下位の年次に開講された授業科目を履修しなければならない。

(履修科目的登録)

第15条 授業科目を履修するには、所定の期間中に所定の手続きにより、履修の登録をしなければならない。

2 授業科目を再履修するときは、所定の期間中に所定の手続きにより、履修の登録をしなければならない。

3 正当な理由がなく、所定の期間中に履修の登録をしない者、又は履修の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(履修科目的変更、追加及び辞退)

第16条 履修の登録をした授業科目については、原則として変更、追加及び辞退をすることはできない。

(除籍者の単位の取扱い)

第17条 授業料等の未納により除籍された者については、当該未納に係る学期の履修科目の単位は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第50条の2第2項により復籍を許可された学生については、当該学期の履修科目の単位を認めるものとする。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

(途中省略)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者については、改正後の第2条、第3条、第5条、第6条及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年7月8日から施行する。

2 改正後の別表2については、平成22年度入学者から適用する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前の入学者については、学則第12条の2に規定した授業科目的履修により修得した単位及び学則別表第1並びに別表第2の授業科目のうち別に定める授業科目の履修により修得した単位は、合わせて10単位を超えない範囲で卒業要件を満たすために必要な単位とすることができる。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の別表1の規定は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度以前の入学

者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表第1の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条、第6条、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以前の入学者については、第6条第2項に規定した単位数及び別表第1及び別表第2の授業科目のうち別に定める授業科目の履修により修得した単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、合わせて10単位を超えない範囲で卒業要件を満たすために必要な単位とすることができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第7条の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成27年度以前の入学者については、第6条第2項に規定した単位数並びに別表第1及び別表第2の授業科目のうち別に定める授業科目の履修により修得した単位数は、それぞれに規定する単位数にかかわらず、併せて10単位を超えない範囲で卒業要件を満たすために必要な単位とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、改正後の第2条、第6、第8条、第9条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。